

公示番号：180317

国名：エジプト

担当部署：農村開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム

案件名：小規模農家の市場志向型農業改善プロジェクト終了時評価調査（評価分析）

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2018年10月下旬から2018年12月上旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.70M/M、合計 1.20M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	21日	5日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：10月3日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）への電子データの提出又は郵送（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル）（いずれも提出期限時刻必着）  
提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）  
<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>  
をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2018年10月16日（火）までに個別に通知します。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針	16点
②業務実施上のバックアップ体制等	4点
  - (2) 業務従事予定者の経験能力等：

①類似業務の経験	40点
②対象国又は同類似地域での業務経験	8点
③語学力	16点
④その他学位、資格等	16点
- （計100点）

類似業務	各種評価調査
対象国／類似地域	エジプト／全途上国
語学の種類	英語

## 5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。

(2) 必要予防接種：特になし

## 6. 業務の背景

エジプトの農業は、増大する人口への食料供給や伝統工芸作物である綿花の輸出など、エジプトの重要産業の一つとして位置づけられており、おおよそ GDP の約 13%<sup>1</sup>、就業人口の約 29%<sup>2</sup>を占めている。特に、上エジプト地域<sup>3</sup>では農業セクターの就業者が約 53%に上り<sup>4</sup>、同地域の重要産業となっている。

その一方で、エジプト全人口の 21.6%を占める貧困層のうち 6 割が同地域に居住しており、農村部では 43.7%<sup>5</sup>が貧困状態に置かれている<sup>6</sup>。同地域の農業の中心地帯ともいえるミア県、アシュート県では、農家の 9 割近くが 3 フェダン (1.26ha) 未満の農地しか所有していない小規模農家によって占められている<sup>7</sup>。そのため、小規模農家に対する支援は、同地域の貧困削減と発展に貢献する重要な課題である。

しかし、農産物生産を通じた所得向上には様々な課題を有している。信頼できる種子や栽培技術、病害虫の防除方法など生産面の問題に加えて、収穫・出荷までの営農資金の枯渇、販売の不確実性、仲買いの多重化による収益の減少などの販売・流通上の問題のため、高い収益が期待できるものの換金作物栽培に参入する小規模農家は少ない。農家への指導を担う機関である農業土地開拓省 (Ministry of Agriculture and Land Reclamation: MALR) は県、郡、村レベルまで普及員を配置しているものの、普及員の能力不足、予算不足により栽培に係る新技術や営農改善の指導、マーケティング支援が十分に行われていない。また、農協は全ての農村で組織されており、土地、建物などの財産や教育レベルの比較的高い常勤職員<sup>8</sup>を有し、農民組織としてのポテンシャルがある一方で、農家の商業活動に関する能力・経験が不足しており、その機能を十分に担えていない。

かかる状況の下、我が国は MALR と 2013 年 12 月に R/D を締結し、これらの課題に対して、市場志向型アプローチ<sup>9</sup>に基づいた小規模農家の農業を改善するとともに、こ

<sup>1</sup> World Development Indicators, 2011

<sup>2</sup> Central Agency for Public Mobilization And Statistics (CAPMAS) Statistical Year Book 2012

<sup>3</sup> カイロ以南のナイル川流域地域。

<sup>4</sup> JICA「農産物流通改善を通じた上エジプト農村振興プロジェクト」ファイナルレポート、2012年、p.1

<sup>5</sup> 都市部で 21.3%、

<sup>6</sup> UNDP Egypt, Egypt Human Development Report 2010, Youth in Egypt: Building our Future (2010),

<sup>7</sup> JICA、上掲、p.66。耕作面積が 3 フェダン未満の農家はミア県で 86.6%(250,340 戸)、アシュート県で 89.2% (339,466 戸) を占める (3 フェダン未満の農家割合の全国平均は 76.5%)。さらに、1 フェダン未満の農家はミア県で 60.7%、アシュート県で 76.9% (全国平均は 53.1%) である。両県における伝統作物栽培における 1 フェダンあたりの農業所得は 6,400 エジプトポンド程度とされている。

<sup>8</sup> 農協には、普及員、土地所有を管理する職員、事務員などが MALR によって配置されている。この他に、加入する農民からなる理事会が設置されている。

<sup>9</sup> 小規模農家による市場ニーズに沿った作物生産と販売を通じて、農業所得の増加を目指すアプローチ。

れを支援するための行政による普及システムの強化、普及員及び農協職員の能力向上を目的として技術協力プロジェクト「小規模農家の市場志向型農業改善プロジェクト」（以下、「本プロジェクト」）を実施することを合意した。本プロジェクトは農業土地開拓省農業サービスフォローアップ局及び農業普及局を実施機関として、2014年5月から5年間の予定で実施されている。

プロジェクト最終年次となる現在は、上記目的達成のため、暫定的に確立した市場志向型アプローチに基づいた普及フローとその内製化に注力しているところである。普及フローは、農家と市場関係者との関係づくり、農民による市場調査、作物の選定、市場調査の結果に基づく活動計画策定、栽培技術研修等によって構成される一連の活動からなり、1) ローカル市場をターゲットにした市場調査研修を中心とした普及フロー、2) 輸出市場・大都市特殊市場をターゲットにした契約栽培（ビジネスダイアローグ）を中心としたフロー、3) 女性を対象にしたフロー、の3つの類型が整理された。特に1)及び2)についてMALR 日常業務への組み込みを検討しており、関係部署としては、本省は農業普及中央部及び農協中央部、地方部はミア県及びアシュート県の県農業事務所、郡農業事務所があげられる。対象村へは普及員や農協職員が直接の働きかけを行っている。また、日本人専門家の主な業務分野は、マーケティング（農産物）、営農/普及、農民組織化、ジェンダー／農村社会、研修計画であり、コンサルタント専門家を派遣している。

今回実施する終了時評価調査は、2019年5月のプロジェクト終了を控え、プロジェクト活動の実績、成果を評価、確認するとともに、今後のプロジェクト活動に対する提言及び今後の類似事業の実施にあたっての教訓を導くことを目的とする。

なお、本プロジェクト協力期間の中間時点となる2017年1月に、既存PDM及び活動計画に基づきプロジェクトの投入実績と（目標）達成度を調査・確認し、問題点を整理するとともに、プロジェクトチーム、エジプト側関係者においてプロジェクトの残り期間の課題及び今後の方向性について確認している。現在本プロジェクトで実施中の活動は、本中間レビューでの整理・提言内容に基づくものである。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

### （1）国内準備期間（2018年10月下旬～11月上旬）

- ①既存の文献、報告書等（事業進捗報告書、業務完了報告書、合同調整委員会議事録、専門家報告書、活動実績資料等）をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセスを整理、分析する。
- ②既存のPDMに基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価5項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド（案）（和文・英文）を提案する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ③評価グリッド（案）に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、C/P機関、その他エジプト側関係機関、他ドナー等）に対する質問票（英文）を提

案する。

④対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務期間 (2018年11月上旬～11月中旬)

①JICA エジプト事務所等との打合せに参加する。

②プロジェクト関係者に対して、本終了時評価の評価手法について説明を行う。

③エジプト側 C/P と協議した評価グリッドに基づき、事前に配布した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績 (投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。

④収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。

⑤国内準備並びに上記③及び④で得られた結果をもとに、他の調査団員及びエジプト側 C/P 等とともに評価 5 項目の観点から評価を行い、評価報告書 (案) (英文) の取りまとめに協力する。

⑥調査結果や他団員及びエジプト側 C/P 等からのコメント等を踏まえた上で、PDM 及び PO の修正案 (和文・英文) の取りまとめに協力する。

⑦評価報告書 (案) に関する協議に参加し、協議を踏まえた同案の最終化に協力する。

⑧協議議事録 (M/M) (英文) の作成に協力する。

⑨現地調査結果の JICA エジプト事務所等への報告に参加する。

(3) 帰国後整理期間 (2018年11月下旬～12月上旬)

①評価調査結果要約表 (案) (和文・英文) を提案する。

②帰国報告会に出席し、担当分野に係る報告を行う。

③終了時評価調査報告書 (和文) (案) を作成する (他団員の担当箇所は除く)。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務完了報告書

評価報告書 (英文)、終了時評価調査報告書 (案) (和文)、評価調査結果要約表 (案) (和文・英文) を参考資料として添付して提出すること。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ (見積書に計上して下さい)。

航空経路は、日本 - ドバイまたはドーハまたはアブダビ - カイロを計上してください。

## 10. 特記事項

## (1) 業務日程／執務環境

### ①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2018年11月2日～2018年11月22日を予定しています。なお、現地の祝日の状況により、現地調査期間が変更となる可能性があります。

本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

### ②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) ジェンダー (JICA)
- ウ) 協力企画 (JICA)
- エ) 評価分析 (コンサルタント)

### ③便宜供与内容

JICAエジプト事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)

エ) 通訳備上

オ) なし (プロジェクトスタッフ等が英語-アラビア語通訳を行う予定です)  
す) 現地日程のアレンジ

JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供

なし

## (2) 参考資料

### ① 案件の概要は、ウェブサイト上で公開されています。

・ 事業事前評価表

([https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2013\\_1200411\\_1\\_s.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2013_1200411_1_s.pdf))

・ 中間レビュー調査結果要約表

([https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2016\\_1200411\\_2\\_s.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2016_1200411_2_s.pdf))

・ ODA 見える化サイト

(<https://www.jica.go.jp/oda/project/1200411/index.html>)

### ② 本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。

・ エジプト・アラブ共和国 小規模農家の市場志向型農業改善プロジェクト詳

細計画策定調査報告書

(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000015995.html>)

・エジプト・アラブ共和国 小規模農家の市場志向型農業改善プロジェクト (ISMAP) 中間レビュー調査報告書

(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000031531.html>)

③本契約に関する以下の資料をJICA調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」  
及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

### (3) その他

①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。

②現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAエジプト事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」  
<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>

の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

④本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上